

財務省告示第二百三号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第四項に規定する同法第二条第一号の入出力装置を設置する税関の件（平成十一年十月大蔵省告示第三百一号）は、平成二十年九月三十日限り、廃止する。

平成二十年六月二十七日

財務大臣 額賀 福志郎